長野工業高等専門学校図書館利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、長野工業高等専門学校図書館(以下「図書館」という。)規則第3条第2項の 規定に基づき、図書館の図書及びその他の図書資料(以下「図書」という。)の利用に関し必要な 事項を定める。

(利用者)

- 第2条 図書館を利用できる者は、次の者とする。
 - 一 本校の教職員及び学生
 - 二 図書館の利用を申し出た一般の利用者

(開館時間及び休館日)

- 第3条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。
 - 開館時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後8時まで なお,長期休業中は午前10時から午後4時まで 土曜日 午前9時30分から午後5時まで なお,長期休業中は開館しない。
 - 二 休 館 日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 日曜日,年末年始の休日,卒業式の日 ただし,校長が必要と認めた場合は,臨時に休開館日及び開館時間の変更を行うこ とがある。

(利用方法)

- 第4条 図書の利用方法は、次のとおりとする。
 - 一 館内閲覧
 - 二 館外帯出(以下「帯出」という。)

(館内閲覧)

- 第5条 閲覧室の図書は、その室内で自由に閲覧することができる。
- 第6条 開架図書室の図書は、その室内で自由に閲覧することができる。

(帯出禁止図書)

- 第7条 次の図書は、帯出を認めない。
 - 一 辞書, 百科事典, 図鑑等の禁帯出図書
 - 二 逐次刊行物の最新号

ただし、研究及び業務上図書館長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(帯出手続)

第8条 帯出を希望する者は、図書館利用者カードの交付を受けるものとする。

(帯出冊数及び期間)

第9条 帯出図書の冊数及び帯出期間は、次のとおりとする。ただし、帯出期間が休業期間に及ぶと きは、本校の学生は、休業期間終了日まで貸出を認めることができる。

区分	学年	帯出冊数	帯出期間
教職員		10冊以内	90日以内
学生	1~4学年	5冊以内	14日以内
	5学年・専攻科	8冊以内	28日以内
一般利用者		2冊以内	14日以内

(帯出図書の返却)

- 第10条 帯出した図書は、帯出期間内に必ず返却するものとする。
- 第11条 学生が卒業若しくは退学により本校学生としての資格を失った場合,又は休学により長期間 就学できなくなった場合には、直ちに帯出中の図書を返却しなければならない。
- 第12条 教職員が退職若しくは転任する場合,又は1か年以上勤務場所を離れる場合には,帯出中の 図書をすべて返却しなければならない。

(帯出図書の保管等)

- 第13条 帯出した図書は、帯出者が保管の責任を負うものとする。また、その図書は他の者に転貸してはならない。
- 2 図書を紛失又は汚損したときは、弁償するものとする。

(書庫内検索)

第14条 本校の教職員は、書庫内に入り図書を検索することができる。入庫する際は、係員にその旨を申し出るものとする。

(書庫内図書の利用)

第15条 書庫内において検索した図書の閲覧又は帯出については,第5条から第13条までの規定を適用する。

(図書館の利用停止)

- 第16条 この細則に違反したときは、一定期間図書館の利用を停止することがある。
- 第17条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規則を常時閲覧室に備え付けるものとする。

附則

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校図書館利用細則(昭和53年6月27日制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成23年5月16日から施行する。(第9条の改定)

附則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。(第3条の改定)